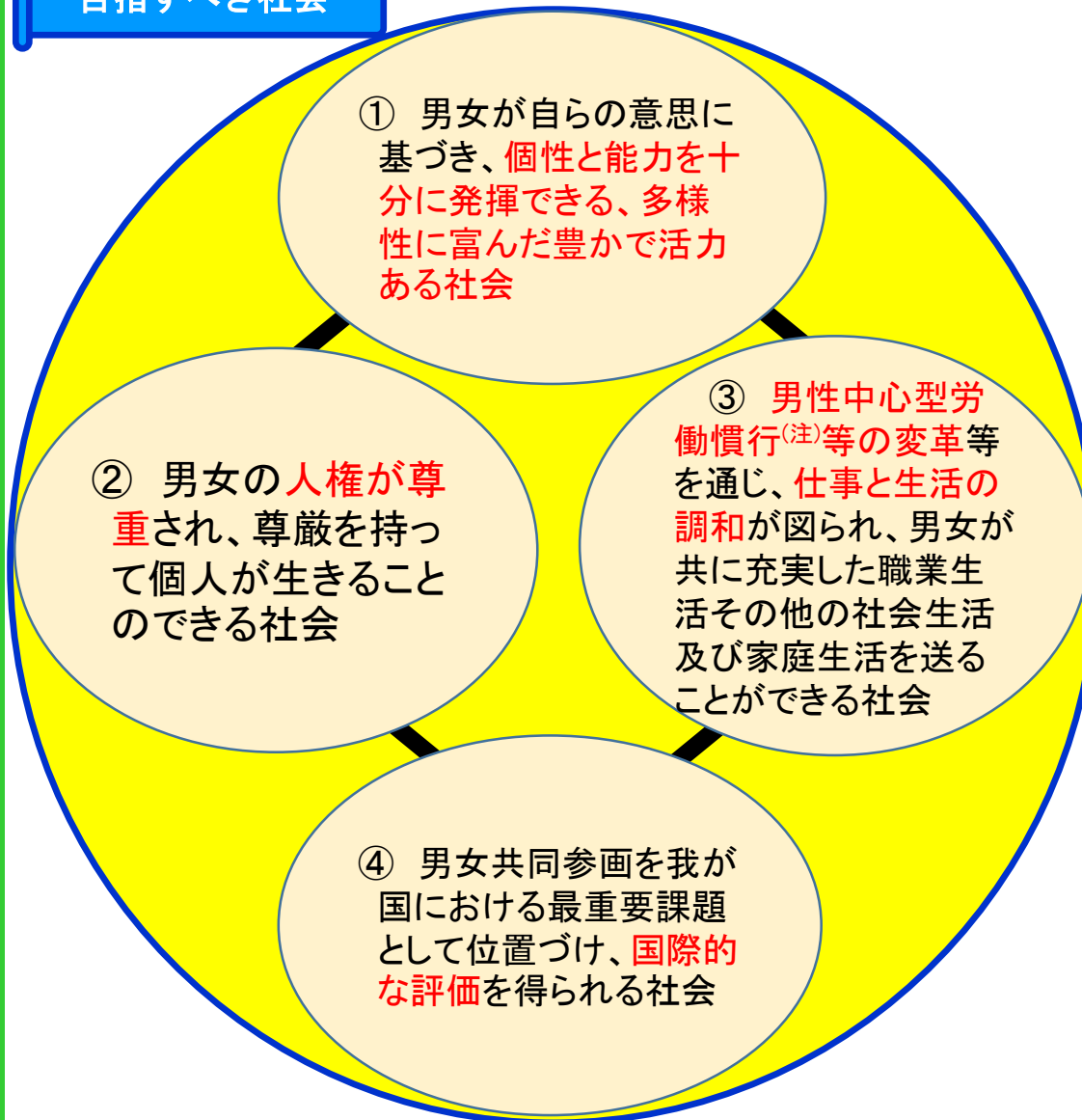


男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

目指すべき社会



4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、**男性中心型労働慣行(注)**等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による**女性採用・登用**の推進、加えて**将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする**ための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ **東日本大震災の経験と教訓**を踏まえ、男女共同参画の視点からの**防災・復興対策・ノウハウ**を施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、**女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化**
- ⑥ **国際的な規範・基準の尊重**に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための**地域における推進体制の強化**

(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

第4次男女共同参画基本計画(概要)②

政策領域目標一覧

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したもの

I あらゆる分野における女性の活躍(第1～5分野)

項 目		現 状	成果目標(期限)
国家公務員の女性登用	本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	7% (平成32年度末)
	係長相当職(本省)に占める女性の割合	22.2% (平成27年7月)	30% (平成32年度末)
地方公務員の女性登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%(14.5%) (平成27年)	15%(20%) (平成32年度末)
	都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5%(31.6%) (平成27年)	30%(35%) (平成32年度末)
民間企業の女性登用	課長相当職に占める女性の割合	9.2% (平成26年)	15% (平成32年)
	係長相当職に占める女性の割合	16.2% (平成26年)	25% (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率		70.8% (平成26年)	77% (平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用の割合		男性:12.9% 女性:2.8% (平成26年)	5.0% (平成32年)
男性の育児休業取得率	国家公務員	3.1% (平成26年度)	13% (平成32年)
	地方公務員	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)
	民間企業	2.3% (平成26年度)	13% (平成32年)

II 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野)

項 目	現 状	成果目標(期限)
健康寿命(男女別)	男性:71.19歳 女性:74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性:70.42歳→71.42歳 女性:73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件 (平成26年度)	前年度以上 (毎年度)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野)

項 目	現 状	成果目標(期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性:66.3% 女性:61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男性:54.9% 女性:45.1% (平成25年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)

IV 推進体制の整備・強化

項 目	現 状	成果目標(期限)
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:97.0% 町村:52.6% (平成27年)	市区:100% 町村:70% (平成32年)

第4次男女共同参画基本計画(概要)③

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	- 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) - 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 - 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 - 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 - 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	- M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 - 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 - 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	- 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 - 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	- 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 - 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	- 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 - 医療分野における女性の参画拡大
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	- 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) - 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	- 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 - 育児・介護の支援基盤の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	- 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 - 男女共同参画等の教育・学習の充実等
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	- 防災施策への男女共同参画の視点の導入 - 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 - 国際的な防災協力
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	- 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 - 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
Ⅳ 推進体制の整備・強化		- 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) - 地方公共団体や民間団体等における取組の強化